

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第53回）

第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成28年6月3日（金）午後1時35分から午後2時5分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）貝阿彌誠

（委 員）上原敏夫、齋藤祐一、八木宏幸

（庶 務）小野東京高裁総務課長、三吉東京高裁総務課課長補佐

青木東京高裁総務課専門官

（説明者）渡部東京高裁事務局長

4 議題

(1) 報告

(2) 協議

平成28年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

(3) 今後の予定等

5 議事

(1) 報告

庶務から、前回の議事要旨について、委員からの修正意見等がなかったのでこれを確定し、ホームページに掲載済みであることが報告された。

(2) 協議

平成28年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

ア 地域委員会の方針と異なる方法・形式で提出された情報の取扱いについて（弁護士会を経由した情報について）

(ア) 同一の内容が弁護士会を経由して提出された情報について

庶務から、第二東京弁護士会において取り次いだ情報が送付され、これらの情報は、情報提供者から直接送付された情報と同一の内容であるとの説明があった。

協議の結果、地域委員会の方針に沿っている情報提供者から直接提出されたもののみを指名諮問委員会に送付することとされた。

(イ) その他の弁護士会を経由した情報について

庶務から、東京弁護士会において取り次いだ情報が送付されたとの説明があった。

協議の結果、顕名かつ記述形式による情報については、これまでと同様、指名諮問委員会に報告し、その判断に委ねることとされた。

イ 地域委員会の方針に沿った情報等の検討

その他の情報の適格性について協議した結果、すべての情報を指名諮問委員会へ報告することとされた。

(3) 今後の予定等

指名諮問委員会に報告することが確定した情報については、速やかに指名諮問委員会に送付することとされた。

次回は、平成29年4月期の弁護士任官候補者及び平成29年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について審議を行う予定であり、次回期日は平成28年9月12日（月）午後1時30分から第2中会議室で開催することとされた。

以 上

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第53回）

第2分科会議事要旨

(東京地域委員会庶務)

1 日時

平成28年6月1日（水）午前9時57分から午前10時36分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

(分科会長) 加藤哲夫

(委 員) 齊藤雄彦, 永井撤, 古田浩, 細田初男

(庶 務) 小野東京高裁総務課長, 三吉東京高裁総務課課長補佐

青木東京高裁総務課専門官

(説明者) 渡部東京高裁事務局長

4 議題

(1) 報告

(2) 協議

ア 平成28年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

イ 弁護士会への結果通知について

(3) 今後の予定等

5 議事

(1) 報告

庶務から、前回の議事要旨について、委員からの修正意見等がなかったのでこれを確定し、ホームページに掲載済みであることが報告された。

(2) 協議

ア 平成28年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

(ア) 指名候補者以外の裁判官に関する情報について

庶務から、送付された情報の中に、今回の指名候補者以外の裁判官に関するものがあったことが説明された。

協議の結果、これらの情報は、指名諮問委員会に報告しないこととされた。

なお、委員から、指名候補者以外の裁判官に関する情報について、毎年行われている裁判官の人事評価における外部情報として取り扱われたい旨の要望が出された。

(イ) 地域委員会の方針と異なる方法・形式で提出された情報の取扱いについて（弁護士会を経由した情報について）

庶務から、神奈川県弁護士会において取り次いだ情報が送付されたとの説明があった。

協議の結果、顕名かつ記述形式による情報については、これまでと同様、指名諮問委員会に報告し、その判断に委ねることとされた。

(ウ) 地域委員会の方針に沿った情報等の検討

その他の情報の適格性について協議した結果、すべての情報を指名諮問委員会へ報告することとされた。

イ 弁護士会への結果通知について

依頼した方法、形式とは異なる方法（情報提供者から直接の提出ではなく、弁護士会経由で送付されたもの）による情報が提出されたことから、情報を送付してきた神奈川県弁護士会に対し、記述形式による情報であり、かつ、情報提供者の氏名及び所属が明らかな場合、指名諮問委員会に報告し、採否の判断を委ねる旨及び今後は依頼した方法で提出されるよう通知することと

した。

(3) 今後の予定等

指名諮問委員会に報告することが確定した情報については、速やかに指名諮問委員会に送付することとされた。

次回は、平成29年4月期の弁護士任官候補者及び平成29年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について審議を行う予定であり、平成28年9月16日（金）午前10時から、第2中会議室で開催することとされた。

以上